

静 情 審 第 2 0 号
令和 7 年 8 月 2 9 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年1月13日付け教総第263号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

静岡県教育委員会において教育委員に配布された資料に関する文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第252号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が別記2-9、2-18、2-19及び2-24（以下「請求対象公文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定については、別記3の非開示部分のうち、別記4の2の欄に掲げる部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年9月28日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、別記1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、翌29日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和4年10月12日、実施機関は、本件開示請求に対して、請求内容の精査や文書の特典等に相当の日数を要するとして、開示決定等期間延長決定を行った。
- (3) 令和4年11月14日、実施機関は、本件開示請求に対して、別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書に条例第7条第2号、第3号又は第5号の規定に該当する非開示情報が含まれているとして、別記3の理由により、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 令和4年11月16日、審査請求人は、本件決定のうち、請求対象公文書に係る本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、請求対象公文書に係る本件決定を取り消すことを求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 別記2-9について

2～3行目の一部が非開示となっており、「特定の個人が識別される」と理由が示されている。しかし、非開示部分について、日本語の文章構成から「ツイッターで知り合った女性」との具体的な行為が書かれていると解するべきで、特定の個人が識別できる情報が記載されているとは考えにくい。

(2) 別記2-18及び2-19について

表題を除く全てが非開示となっている。警察による逮捕時や実施機関による懲戒処分の際に概要が公表されており、全てを非開示にする理由がない。また、非開示

箇所には、令和4年11月10日付けの「教総第222号-2」の部分開示決定により開示されている、市から実施機関への報告資料に記載の教職員Aに関する情報と同様の事柄が記載されていると考えられ、全部非開示にすることは乱暴である。

「懲戒処分に関する実施機関の調査の着眼点（中略）が広く知られてしまうと、将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす」という論拠がない。逮捕者を多数出し、不信感が高まっている実施機関が行う懲戒処分について、どのような着眼点で行っているのか知りたいのは当然のことであり、それが明らかになることで業務に支障が出るなら、その業務の方法を見直すべきである。

(3) 別記2-24について

性別、年代別、校種別の数字と、性別、年代別の総数が非開示となっているが、内訳を開示しても直ちに個人が特定されるおそれはなく、過剰な配慮による非開示決定である。また、令和4年5月25日付けの「令和3年度 教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等」では、対象の年代や人数を読み取ることができる。

(4) 実施機関の情報公開に対する姿勢について

実施機関からは開示できる資料がどのようなものであるかなどの説明や電話もなく、延長の通知が届いた後、窓口で黒塗りばかりの資料を渡され、非開示の理由について明確な説明もない。さらに、「それ以上知りたい場合は審査請求してください」という乱暴な案内をし、説明責任も果たさない。

開示決定する際は、原則公開する姿勢を忘れず、開示すればよほどの不利益が出るだろうと想定されるものだけを黒く塗りつぶすという、丁寧な仕事をしてほしい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 別記2-9について

該当箇所には、審査請求人の見込みのとおり、「ツイッターで知り合った女性」との具体的な行為が記載されており、処分対象者の氏名等に係る情報ではないものの、個人の性嗜癖に関する情報であり、通常他者には知られたくない個人に関する機微な情報にあたる。また、懲戒処分の公表は、再発防止等の観点から個人の機微に係る情報であっても非違行為の内容を公表する場合もあるが、本件では被害者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあったことから、該当箇所は記者会見や県ホームページ等でも公表しておらず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないものとして、非開示としている。

(2) 別記2-18及び2-19について

ア 非開示とした理由について

(ア) 条例第7条第2号該当性について

一般に処分対象者の氏名等の情報は、特定の個人が識別され得るものであるとともに、懲戒処分等に係る文書等に記載されるものであることなどを考

慮すれば、通常他者には知られたくない個人に関する機微な情報であるため、条例第7条第2号に該当する。なお、記者会見や県ホームページ等で公表されている内容も含まれるが、対象文書の中からその部分を区分して開示することは困難である（条例第8条第1項）。

(イ) 条例第7条第5号該当性について

内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(ウ) 条例第7条第6号該当性について

教職員の懲戒処分に係る説明資料は、教育委員会における懲戒処分の検討に用いられる資料であるため、公にすることで、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

そもそも、懲戒処分に関する事務は、非公開を前提に行われるものであり、仮に懲戒処分に係る資料が開示された場合、被聴取者その他関係者の実施機関に対する信頼が損なわれたり、懲戒処分に関する実施機関の調査の着眼点、調査の範囲、手法の一端及び経過が広く知られてしまうなど、将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼすおそれがある。

また、教職員の懲戒処分に係る説明資料に記載されている内容は、いずれも懲戒処分に関する実施機関の着眼点等に関するものであるため、部分開示には馴染まない（第8条第1項）。よって、本号を非開示理由として追加する。

イ 「教総第222号-2」との関係について

審査請求人が示す「教総第222号-2」による開示文書は、処分対象者である教職員Aが勤務していた市から実施機関への報告資料であり、教職員Aの職務の遂行に関する情報に該当することから、担当教科や部活動等を開示したものである。「教総第222号-2」の報告資料と本件の懲戒処分に関する資料は、性質や目的が異なるものであり、開示内容を比較すること自体が妥当ではない。

(3) 別記2-24について

「令和3年度 教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等」は政令市を含んでおり、かつ、市町立学校、県立学校及び事務局の情報を集約したものであるため、内訳を公にしても容易に個人が特定できるものではない。本件文書は政令市が除かれ、かつ、学校種別ごと個別に件数を集約したものであり、母数が少なく、個人が特定される可能性が高いものであること、精神疾患というデリケートな領域であることから、条例第7条第2号該当により非開示とした。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和4年9月20日に行われた教育委員会（以下「本教育委員会」という。）にて教育委員に配布された資料のうち、傍聴者に配布されたもの以外の資料である。別記2のとおり全部で26の文書が特定されており、そのうち、本件審査請求の対象とされた文書は、別記3に掲げる4つの請求対象公文書である。

本教育委員会では、実施機関が令和4年9月21日に報道提供した教職員Aに対する懲戒処分Aと教職員Bに対する懲戒処分Bに係る議案（別記2-3乃至2-10及び2-18乃至2-21関係）のほか、報告事項3件が定例会の議題となっている。このうち、懲戒処分に係る議案については人事案件であるため、また、教員採用試験の結果に係る報告事項については公開前案件のため、非公開で審議が行われたものである。さらに、定例会の実施後に引き続いて行われた「その他報告」として、長期療養者のメンタルヘルス対策（別記2-24関係）など5件の報告事項が審議の対象となっている。実施機関によると、「その他報告」とは、検討段階の素案等について、教育委員会事務局と教育委員間において報告、意見交換をするための非公開の議論の場であるとのことである。

請求対象公文書は、これら非公開で審議された事項に係る教育委員への配付資料の一部である。

(2) 懲戒処分等の公表基準について

実施機関では、「懲戒処分等の公表基準」（平成13年9月19日制定 静岡県教育委員会。以下「本件公表基準」という。）を定めており、教職員の非違行為等に対して懲戒処分等を行った場合には、教職員への周知によりその再発防止を図るとともに、人事管理の透明性を高め、説明責任を果たす観点から、原則として懲戒処分等の内容を公表することとしている。

本件公表基準によれば、公表の対象とする処分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（戒告、減給、停職及び免職）であり、その公表の内容は、①所属の種別（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び事務局の別をいい、小学校・中学校・高等学校にあつては、県内の東部・中部・西部の地区別を付し、刑事事件で既に警察その他の公的機関が学校所在地の市町名を公表している場合は、市町名を付す。）、②職名、③年齢、④性別、⑤処分事由、⑥処分内容及び⑦処分年月日を原則とした上で、その例外として「刑事事件で既に警察その他の公的機関が所属名を公表している場合、懲戒免職となった場合又は職務上の非違行為の場合は、①に代えて所属名を公表する」とし、さらに「刑事事件で既に警察その他の公的機関が氏名を公表している場合又は懲戒免職となった場合は、当該職員の氏名を公表する」としている。また、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合は、公表内容の一

部又は全部を公表しないことができる等の公表の例外規定も定めている。

(3) 懲戒処分 A・Bに係る情報の公表状況について

ア 実施機関は、懲戒処分 A・Bについて、令和 4 年 9 月 21 日付け記者提供資料「教職員の懲戒処分」を公表し、現在も当該資料が県ホームページに掲載されている。そこで公表されている内容は、教職員 A・B の①所属種別（所属の所在地域）、②職名、③年齢、④性別、⑤処分事由、⑥処分内容、⑦処分年月日及び⑧氏名であり、所属の学校名まではいずれも公表されていない。

イ 審査請求人の主張のとおり、実施機関は、本件対象公文書とは別に、審査請求人からの公文書開示請求に対し、令和 4 年 11 月 10 日付け「教総第 222 号-2」の部分開示決定により、懲戒処分 A の報道内容及び所属学校の対応が時系列で記録された文書を審査請求人に開示している。

(4) 条例の規定等について

実施機関が請求対象公文書の一部の非開示の根拠とした条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号並びに部分開示ができない根拠とした第 8 条第 1 項及び第 2 項の解釈については、条例の「解釈及び運用の基準」において、以下のとおり示されている。

ア 条例第 7 条第 2 号について

(ア) 条例第 7 条第 2 号本文について

条例第 7 条第 2 号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。

ここでいう「特定の個人を識別することができる」とは、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合をいう。

そして、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報である。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の研究論文等で、個人識別性のある部分を除いたとしても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(イ) 条例第 7 条第 2 号ただし書について

a ただし書ア

法令等の規定や慣行により現に何人も容易に入手できる状態にある情報又は将来公にすることが予定されている情報は、非開示とする個人情報から除外している。

b ただし書イ

個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については非開示とする個人情報から除外している。

c ただし書ウ

公務員等の職務遂行に係る情報は当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については非開示とする個人情報から除外している。

イ 条例第7条第5号について

本号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれることのないようにする観点から定められたものである。これらの確保を図るために、外部からの圧力、干渉等により県の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものや未成熟な情報であって、公にされることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの等を非開示情報としている。

「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものである場合をいうとされている。また、合議制の機関における会議に係る情報について、本号により開示又は非開示の判断をする場合は、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別具体的に率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあるかどうかで判断することとされている。

ウ 条例第7条第6号について

本号は、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている場合は当該部分を非開示とすることを定めたものである。「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

エ 条例第8条第1項について

本項は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合に

において、その部分を容易に区分して除くことができる場合はその部分を除き開示しなければならないという部分開示の義務及びその要件を定めたものである。

ここでいう「容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を分離することが、公文書を損傷することなく、多くの費用と時間をかけずに、また、物理的、技術的な困難さを伴わずにできる場合をいう。

オ 条例第8条第2項について

本項は、開示請求に係る公文書に条例第7条第2号に規定する個人に関する情報が記録されている場合で、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことができることにおける部分開示の義務及びその要件を定めたものである。氏名その他個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる部分の情報は、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報には含まれないものとみなして開示することとしている。

(5) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、請求対象公文書に係る本件決定を取り消すべき旨の主張をしている。これに対し、実施機関は、本件決定を維持すべきであると主張していることから、請求対象公文書の見分結果も踏まえ、本件決定の妥当性について、以下審査する。

ア 別記2-9について

本文書は、処分権者である実施機関が被処分者である教職員Aに対して交付する処分事由説明書の案を、本教育委員会にて審議した際の配付資料であり、処分者、被処分者、処分の内容（処分発令日、処分事由説明書交付日、処分の種類及び程度、根拠法令）、処分の事由及び教示の項目により構成されている。

当審査会にて内容を見分したところ、「処分の事由」の項目中の非開示部分には、審査請求人の主張に対して実施機関が認めたとおり、教職員Aが「ツイッターで知り合った女性」と行った具体的な行為が記載されていた。

当該部分について、審査請求人は、特定の個人が識別できるような情報が載っているとは考えにくいと主張する。これに対し、実施機関は弁明書にて、個人の性嗜癖に関する情報であり、通常他者には知られたくない個人に関する機微な情報にあたることから条例第7条第2号に該当すると主張している。また、懲戒処分の公表に当たり、再発防止等の観点から個人に関する機微な情報であっても非違行為の内容を公表する場合もあるが、本件では被害者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから、被害者のプライバシーを考慮して、当該行為の具体的内容は公表していないと主張している。

(ア) 条例第7条第2号本文該当性について

非開示部分には、処分対象者である教職員Aがツイッターで知り合った女

性と行った具体的な行為が記載されている。その情報から直ちに被害者である特定の個人を識別することはできないと考えられるが、被害の具体的内容が記載されているという点で、被害者にとって、通常他人には知られたくない個人に関する機微な情報であることから、これを公にすると被害者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

以上により、当該非開示部分は、条例第7条第2号本文の非開示情報に該当すると認められる。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

a ただし書ア

実施機関の主張によれば、再発防止等の観点から、非違行為の具体的な内容を公表することもあり得るが、本件は、被害者のプライバシーを考慮すると「本件公表基準」に定める「公表の例外」に該当するため、具体的な行為内容は公表しないということである。

現に公表しておらず、今後も公表することが予定されていない情報については、容易に入手できる状態にある情報とはいえないため、当該非開示部分はただし書アには該当しないと認められる。

b ただし書イ

当該非開示部分が、人の生命、生活、又は財産を保護するため公にすることが必要であるとする事情は見当たらないため、ただし書イには該当しないと認められる。

c ただし書ウ

別記2-9に記載された当該非違行為は、公務外において行われたものであることから、当該非開示部分に記載された内容は教職員Aに分任された職務遂行情報とはいえないため、ただし書ウには該当しないと認められる。

(ウ) 結論

以上により、当該非開示部分に記載された情報は条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、「被害者の個人情報に記載されており特定の個人が識別される」との理由で非開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

なお、本件決定における理由の付記については、下記6の付言のとおりである。

イ 別記2-18及び2-19（以下「別記2-18等」という。）について

本文書は、本教育委員会において、懲戒処分に係る議題として非公開で審議された教職員Aに係る第18号議案及び教職員Bに係る第19号議案の説明資料である。別記2-18については1から10の項目、別記2-19については1から11の項目で構成されており、教職員A・Bの懲戒処分について、項目ごとに

情報を整理し、詳細に説明をしている文書である。

実施機関は、表題を除く全ての箇所が全体として条例第7条第2号、第5号及び第6号の非開示情報に該当するとして、本件決定を維持すべきと主張している。

(7) 別記2-18等の文書全体について

a 条例第7条第2号該当性について

実施機関は懲戒処分に関する処分対象者の氏名等の情報は本号に該当し、その情報には記者会見や県ホームページ等で公表されている内容も含まれるが、教職員A・Bの懲戒処分に係る説明資料の中から、その部分を区分して開示することは困難との理由から、結果として文書全体が本号に該当する旨を主張している。

当審査会にて非開示部分を見分したところ、本文書は、懲戒処分を行うに当たり検討すべき論点について項目を分けて記載されている。各項目内に記載された情報について見ると、教職員A・Bについてホームページ等で公表されている情報及び関係法令等の一般的内容（以下「一般的情報」という。）のみで構成されている項目と、一般的情報と非開示情報として取り扱うべき未公表の個人に関する情報が混在した項目とが認められる。

したがって、項目ごとに区分して記載されている本文書の構成から、非開示情報に係る部分と一般的情報を分離することに物理的、技術的な困難を伴うとは認められない。また、条例第8条第2項の規定により、個人識別部分（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものを含む。）を除くことにより、個人の権利利益を害するとはいえない一般的情報については開示する義務があるため、表題を除く文書全体を本号により非開示とした実施機関の決定は妥当ではないと認められる。

b 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、非開示部分を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせられるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあり、非開示箇所は全体として本号に該当する旨を主張している。

なお、実施機関が非開示の根拠とする条例第7条第5号の該当性については、(4)イのとおり、アカウントビリティの観点から情報を公にすることの利益と支障の比較衡量を行い、個別具体的に開示又は非開示の判断をすることが必要であるところ、実施機関の説明は、本号適用を述べているのみで、情報を開示することによる支障の具体的内容やその蓋然性の説明は一切なされていない。

当審査会にて非開示部分を見分したところ、懲戒処分A・Bの決定に係る県内部機関等の発言者の氏名の記載はなく、開示することで外部からの

いわゆる個人攻撃のような事態を招き、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれは認められない。また、検討段階の未成熟な情報を公にすることによって、県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせる場合もあり得るが、本件の場合、既に教職員A・Bへの処分はされていることから、県民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとは言い難い。さらに、非開示部分を開示することで特定の者に不当に不利益を及ぼすような事情も見受けられない。

したがって、非開示部分に記載された情報について、条例第7条第5号に該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当ではないと認められる。

c 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、教職員の懲戒処分に係る説明資料は、教育委員会における懲戒処分の検討に用いられる資料であるため、公にすることで、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることを主張している。

また、文書の全てが懲戒処分の着眼点等に関するものであることから、部分開示には馴染まない旨も主張している。

当審査会にて非開示部分を見分したところ、本文書には、一般的情報のみが記載された項目があることに加え、記載されている内容の一部は、実施機関がホームページでも公表している「静岡県教職員懲戒処分の基準」

(平成19年1月19日制定 静岡県教育委員会)により、懲戒処分の実施に当たり検討すべき要素として掲げられている非違行為の動機・態様・結果、非違行為を行った教職員の職責、児童生徒・教職員・社会に与える影響、過去の非違行為の有無等の事項であると認められる。このため、本文書の全てが懲戒処分における実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とはいえ、本文書の非開示部分の全体が公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして秘匿すべきものとは認められない。

以上により、文書全体が本号に該当するとし、非開示とした実施機関の決定は妥当ではないと認められる。

d 結論

本文書を見分したところ、その構成上、一体的に非開示理由とされた条例第7条各号情報が記録されているとは認められないため、表題を除く文書全体を一体的に非開示情報とした実施機関の決定は妥当ではなく、合理的に区切られた範囲の情報ごとに開示又は非開示の判断をし、非開示情報に該当しない部分については開示すべきである。

そこで、以下、本文書の項目ごとの非開示事由該当性について検討する。

なお、条例第7条第5号については、いずれの部分も該当しないと認められることから、同条第2号及び第6号の該当性について検討することとし、いずれかの非開示事由に該当する場合、その余の検討はしないこととする。

(4) 各項目の非開示事由該当性について

a 別記2-18等の項目名について

別記2-18については、1から10の項目、別記2-19については1から11の項目で構成されている。その各項目名については、個人に関する情報ではないため、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

また、各項目は、懲戒処分に当たり通常検討すべき事項であって、各項目名を公にしたとしても、将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められないため、条例第7条第6号にも該当しない。よって、各項目名については開示すべきである。

b 別記2-18等の項目1の情報について

当該項目中に記載された情報は、懲戒処分A・Bの対象となる教職員A・Bに関する情報である。職名など教職員A・Bの基本的な情報が項目ごとに整理され1つの表として記載されている。

当該表のうち、別記4の2の欄に記載された部分については、氏名等の直ちに特定個人の識別につながる情報は見受けられないものの、家族に関する情報など、学校関係者や一定範囲の者において他の情報と照合することにより特定の個人の識別につながる情報や職務と直接関係しない教職員A・Bの経歴に関する情報、生年月日などが記載されていることから、条例第7条第2号に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示を維持することが妥当である。

しかし、その余の部分については、いずれも将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められないため条例第7条第6号に該当せず、また、第2号についても以下の理由により該当しないため、項目1中の情報の全てを非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(a) 項目名及び伏字等の記載内容

教職員A・Bの情報を整理するために用いた項目名及び〇〇高等学校等の伏字は、特定の個人の識別につながる情報とはいえ、また、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとも認められない。

(b) 教職員A・Bの職務情報

教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、勤務歴や担当職務等の公務員の職務遂行に係る情報であり、また、当該情報に氏名は記載されていないことから、本情報を公にしても、教職員A・Bの個人の権

利利益を不当に害するおそれがあるとはいえないため、当該情報は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

(c) 公表済みの情報

職名や年齢については、上記(3)アのとおり、実施機関により公表されている情報のため、教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

c 別記2-18等の項目2の情報について

当該項目中に記載された情報は、教職員A・Bに係る懲戒処分の内容に関する案（処分内容、根拠法令、処分事由）である。懲戒処分の概要については、教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、上記(3)アのとおり実施機関により公表されている情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。また、将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められず、条例第7条第6号に該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

d 別記2-18等の項目3の情報について

当該項目中に記載された情報は、教職員A・Bの懲戒処分に係る事案の概要である。

このうち、別記4の2の欄に記載された部分については、非違行為の詳細に関する公表されていない情報、被害者の年齢、刑事手続に関する未公表の情報等である。これらの情報から直ちに被害者等の特定の個人を識別することはできないと考えられるが、学校関係者など一定範囲の者において他の情報と照合することにより、特定の個人の識別につながるおそれがある。また、公表されていない非違行為の内容を公にすると、被害の具体的内容など事案の詳細が明らかになるという点で、通常他人には知られたくない個人に関する機微な情報であるといえることから、被害者をはじめとした関係者の権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、別記4の2の欄に記載された部分については、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示を維持することが妥当である。

しかし、その余の部分については、教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、上記(3)アのとおり実施機関により公表されている情報であり、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。また、既に公になっている情報は今後の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼすおそれがある情報とはいえず、条例

第7条第6号にも該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

e 別記2-18等の項目4の情報について

当該項目中に記載された情報は、懲戒処分の原因となった事案に対する発覚後の関係機関の対応を整理した情報である。

当該情報のうち、別記4の2の欄に記載された部分は、教職員A・Bの住所、非違行為の具体的な内容、刑事手続に関する公表されていない情報、被害者をはじめとした関係者の特定につながる情報等である。

これらの情報から直ちに被害者等の特定の個人を識別することはできないと考えられるが、学校関係者など一定範囲の者において他の情報と照合することにより、特定の個人の識別につながるおそれがある。また、公表されていない非違行為の内容を公にすると、被害の具体的な内容など事案の詳細が明らかになるという点で、通常他人には知られたくない個人に関する機微な情報であることから、被害者をはじめとした関係者の権利利益を害するおそれがあると認められる。本情報のうち、教職員A・Bの住所、非違行為に係る具体的な内容について一部報道機関により公になっている事実はあるものの、本件公表基準においても公表しない事項となっており、一部の報道機関により報道された事実が個別的な事例にとどまる限り、それだけをもって慣行として現に何人も容易に入手できる状態にある情報とまではいえない。よって、別記4の2の欄に記載された部分については、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示を維持することが妥当である。

しかし、その余の部分については、いずれも将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められないため条例第7条第6号に該当せず、また、第2号についても以下の理由により該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(a) 日時等の記載内容

対象となる事案の情報を時系列で整理する場合における日時、事案を実施機関内で報告したという事実や教職員A・Bの対応の様子等の記載内容は、特定の個人を識別することができる情報とはいえ、また、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

(b) 公表を行った事実等の記載

実施機関が単に報道提供を行ったという情報や新聞報道されたという情報は、特定の個人を識別することができる情報とはいえ、また、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

(c) 公表済みの情報

逮捕等の刑事手続に関する情報や経緯及び公訴事実に記載された非違行為の概要については、教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、上記(3)アのとおり実施機関より公表されている情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

(d) 関係職員の職務情報

関係職員の個人に関する情報ではあるものの、公務員等の職務遂行に係る情報である。事案に対し関係職員が対応した内容が簡潔に記載されているものであり、関係職員の氏名は記載されていないため、本情報を公にしても、当該関係職員の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

(e) 他の開示決定において開示された情報

学校が対応した情報については実施機関が上記(3)イにより開示している情報である。当該情報は、本件決定時点においても、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

(f) 開示済みの情報

公訴事実のうち非違行為の罪名及び罰条については、実施機関による本件決定により開示されている別記2-5及び別記2-9に含まれる情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

f 別記2-18の項目5について

当該項目に記載された情報は、教職員Aの非違行為に係る公判の概要である。

当該情報のうち、別記4の2の欄に記載された部分は、公判番号や証人、本人及び被害者の心情などの情報である。これらの情報から直ちに被害者等の特定の個人を識別することはできないと考えられるが、学校関係者など一定範囲の者において他の情報と照合することにより、特定の個人の識別につながるおそれがある。また、特定の個人を識別することはできないが、個人に関する機微な情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。よって、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、別記4の2の欄に記載された部分については、非開示を維持することが妥当である。

しかし、その余の部分については、いずれも将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められないため条例第7条第6号に該当せず、また、第2号についても以下の理由により該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(a) 公判の進行に関する記載内容

公判の一般的な進行に関する情報を整理するための記載内容は、特定の個人を識別することができる情報とはいえ、また、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとはとれない。

(b) 公表済みの情報

懲戒処分の事由に係る罪名については、教職員Aの個人に関する情報ではあるものの、上記(3)アのとおり実施機関より公表されている情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

g 別記2-18の項目6並びに別記2-19の項目5及び項目6について

当該項目に記載された情報は、懲戒処分の対象となる教職員A・B及び関係者に対して実施機関が行った非違行為に関する聴取内容である。

当該情報のうち、別記4の2の欄に記載された部分については、公表されていない非違行為の詳細な内容や経過、関係者の個人的な心情等が記載されており、その情報から特定の個人を識別することはできないが、通常他人には知られたくない個人に関する機微な情報であり、被害者をはじめとした関係者の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

なお、当該項目中に設けられた小項目名や見出しについても、公表している事実や質問項目など、その情報単体では開示しても問題のない情報が一部含まれているものの、その部分を公表することにより、本項目の文書構成から、公表されていない非違行為の内容や一連の流れを推測することができ、結果として本来非開示情報として取り扱うべき個人に関する機微な情報を開示することになり、個人の権利利益を害するおそれがある。

以上により、その情報から特定の個人を識別することはできないが、通常他人には知られたくない個人に関する機微な情報であり、被害者をはじめとした関係者の権利利益を害するおそれがあるため、本項目は小項目名や見出しを含め一体的に同号に該当するものと認められる。

また、実施機関が行う教職員の処分に係る事情聴取事務は、処分対象事案の具体的な事実関係や処分対象者等の率直な心情等を把握し、それらを勘案したうえで、教職員に公正な処分を行うために行われていると認められる。さらに、当該事情聴取事務は、法令に基づくものではなく、被聴取者の任意の協力の下、非公開を前提に行われ、被聴取者は、事情聴取の内容が公開されないという実施機関に対する信頼と安心の下に事情聴取に応じ、個別具体的な質問に対して詳細かつ率直な回答をしていると認められる。

これらの情報が公にされた場合、今後、被聴取者が具体的な回答を避け、

又は聴取を回避する可能性があり、その結果、実施機関が処分対象事案に関して正確な事実関係や率直な心情等の把握を行うことが困難になり、ひいては実施機関が職員に対して正当な根拠に基づく公正な処分を行うことが困難になるおそれが生じるといえる。

以上により、聴取の内容については、被害者をはじめとした関係者において、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。また、公にすることにより、将来の当該聴取事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号にも該当するため、非開示を維持することが妥当である。

h 別記2-18の項目7並びに別記2-19の項目7及び8について

当該項目に記載された情報は、懲戒処分の量定に関する検討情報である。

当該情報のうち、別記4の2の欄に記載された部分については、量定を検討するに当たっての被害の事実を含む非違行為の評価や過去事例等が記載されている。過去事例には、管理監督者への文書注意など、本件公表基準に該当しない情報や本件公表基準には該当するものの年次が古いことから現時点においては県ホームページに掲載されておらず、現に何人も入手できる状態とはいえない情報が記載されている。

これらの情報から直ちに被害者等の特定の個人を識別することはできないと考えられるが、学校関係者など一定範囲の者において他の情報と照合することにより、特定の個人の識別につながるおそれがある。また、通常他人には知られたくない個人に関する機微な情報であることから、公にすることにより被害者をはじめとした関係者の権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、別記4の2の欄に記載する情報については、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示を維持することが妥当である。

しかし、その余の部分については、いずれも将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められないため条例第7条第6号に該当せず、また、第2号についても以下の理由により該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(a) 項目名及び関係法令等の記載内容

特定の情報を整理するために用いた項目名、関係法令や当該法令の単なる解説等の記載内容及び実施機関による類似事案の分類と本事案が該当する類型に関する記載内容については、特定の個人を識別することができる情報とはいえず、また、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

(b) 公表済みの情報

懲戒処分A・Bの概要として公表された情報や過去の懲戒処分事案として公表された情報については、個人に関する情報ではあるものの、令和4年9月21日をはじめ過去の懲戒処分が行われた時点において実施機関より公表されている情報である。また、教職員A・Bの処分理由となった事案に係る懲戒処分の基準を示した表は、実施機関がホームページで公表している。よって、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

(c) 開示済みの情報

免職処分が妥当であるとの検討部分については、実施機関による本件決定により開示されている文書別記2-5及び2-9に含まれる情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

i 別記2-18の項目8及び別記2-19の項目9について

当該項目に記載された情報は、懲戒処分の処分案に関する情報である。

処分の内容については、教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、上記(3)アのとおり実施機関より公表されている情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。また、既に公になっている情報は今後の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼすおそれがある情報とはいえず条例第7条第6号にも該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

j 別記2-18の項目9及び別記2-19の項目10について

当該項目に記載された情報は、懲戒処分の教職員A・Bの退職金支給に係る処分案に関する情報である。

当該情報のうち、別記4の2の欄に記載された部分については、実施機関が公表していない教職員A・Bの勤務先、非違行為後の教職員A・Bの言動や状況、退職手当の不支給額の案と認められる。本情報のうち、教職員A・Bの勤務先については一部報道機関や上記(3)イにより公になっている事実はあるものの、本件公表基準においても公表しない事項となっており、一部報道機関により報道された事実はあるが、それが個別的な事例にとどまる限り、それだけをもって慣行として現に何人も容易に入手できる状態にある情報とまではいえない。また、仮に勤務先を開示した場合、非違行為をした教職員A・Bが勤務していた学校であることが公になり、生徒、保護者及びその他学校周辺地域住民等の関係者の動揺を招くなどの心理的影響を及ぼす可能性は否定しきれず、今後の学校運営事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため、非開示を維持することが妥当である。

また、非違行為後の教職員A・Bの言動や状況、退職手当の不支給額の

案の情報については、職務と直接関係しない教職員A・Bの個人に関する情報であり、あるいは、通常他人には知られたくない個人に関する機微な情報であることから、公にすると関係者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示を維持することが妥当である。

しかし、その余の部分については、いずれも将来の懲戒処分に係る業務に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められないため条例第7条第6号に該当せず、また、第2号についても以下の理由により該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(a) 項目名及び関係法令等の記載内容

情報を整理するために用いた項目名及び関係法令や国家公務員が処分される場合における取扱いとの関係などの記載内容は、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

(b) 公表済みの情報

職名や非違行為の概要は、教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、上記(3)アのとおり実施機関より公表されている情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

(c) 開示済みの情報

処分の内容や根拠法令、当該処分を相当と判断した結論部分の記載については、実施機関が本件決定により開示されている文書別記2-5及び2-9に含まれる情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

k 別記2-18の項目10及び別記2-19の項目11について

当該項目に記載された情報は、懲戒処分の教職員A・Bに係る管理職の管理監督責任に関する検討過程の情報であり、教職員A・Bの非違行為を巡る、実施機関による当該管理職の評価等が記載されている。

当該情報のうち、別記4の2の欄に記載された部分については、その情報のみでは個人の特定にはつながらないが、公表されている情報や報道された内容から、学校関係者など一定範囲の者において他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる。本件においては、管理者の処分内容については公表されておらず、本件公表基準においても公表すべき場合に当たらない。また、職務と直接関係しない教職員A・Bの個人に関する情報も一部記載されている。このため、条例第7条第2号に該当し、ただし書にいずれにも該当しないため、非開示を維持することが妥当である。

しかし、その余の部分については、いずれも将来の懲戒処分に係る業務

に支障を及ぼす実施機関の着眼点や手法等を広く知られてしまうことにつながる情報とは認められないため条例第7条第6号に該当せず、また、第2号についても以下の理由により該当しないため、非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(a) 項目名及び懲戒処分の基準等の記載内容

実施機関がホームページで公表している監督責任に係る懲戒処分の基準やこれまでの所属長としての取組などの記載内容は、開示することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

(b) 公表済みの情報

非違行為の概要は、教職員A・Bの個人に関する情報ではあるものの、上記(3)アのとおり実施機関により公表されている情報のため、現に何人も容易に入手できる状態にある情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

ウ 別記2-24について

本文書は、本教育委員会の「その他報告」の際に配布された資料である。文書名のとおり、長期療養者の傾向について、その属性ごとの人数を表やグラフを用いて分析し、その対策を整理したものである。

実施機関は、条例第7条第2号及び第5号の非開示情報が記載されているとして一部のみ開示をしているが、審査請求人は、性別、年代別、校種別の数字と、性別、年代別の総数の非開示箇所を開示しても直ちに個人が特定されるおそれはなく、過剰な配慮による非開示決定であると主張している。

(ア) 校種、性別、年代別の表（文書中1の(2)の項目）について

条例第7条第2号に該当するとして非開示とされた部分には、氏名等の直ちに特定個人の識別につながる情報は見受けられないが、政令市が除かれ、かつ、学校種別ごと個別に件数を集約したものであることから、学校関係者など一定範囲の者において他の情報と照合することにより、特定の個人の識別につながるおそれは認められる。

しかし、記載された人数が少人数でない限りは、個人の特定が容易であるものとはいえない。本件の参考事例として、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申「税理士業務の概況報告書の一部開示決定に関する件（平成26年度（行情）答申208号）」においても、「・・・税理士等が特定されることなく、かつ、その他の不開示部分に記載されている人数が推察されることとならない場合について検討すると、（略）少なくとも二桁以上すなわち10名以上の場合を開示することとすれば、他に税理士等を特定し得る特別な事情がない限り、税理士等が特定される可能性は極めて低いか、ほとんどないものと考えられる。」と答申がされている。

なお、本答申は、同審査会を所管する総務省が、過去の同審査会答申の中

から国の行政機関や地方公共団体の参考になるものとして抜粋し、「答申選（行政機関情報公開法第5条2号イ関係）」として公表しているものである。

本件の非開示部分は政令市を除いた県全体の対象者の年代、性別、校種別の内訳であるところ、上記参考事例を踏まえると、内訳中の10以上の箇所は開示しても個人が特定される可能性は低いと判断できる。また、集計欄又は総計欄が0の箇所についても個人の特定につながる情報であるとは認められない。

以上により、当該非開示部分のうち、10以上の箇所に加え、集計欄又は総計欄が0の箇所については、開示すべきである。ただし、10以上の箇所又は総計欄が0の箇所を開示すると、それに関連して10未満の数字が明らかになる可能性の高い別記4の2の欄に記載された部分は非開示を維持することが妥当である。

(イ) 異校種等への異動等の表（文書中1の(6)イの項目）及び補足記載部分（文書中1の(6)イの補足記載の項目の一部）について

本表は県立組織が対象となっており、上記(ア)の表に比べ、母数は少なく、性別、年代別の内訳はないものである。条例第7条第2号に該当するとして非開示とした部分のうち、記載された数字が10未満でない箇所は、上記(ア)と同様に、個人が特定される可能性が高いとはいえないため、開示すべきである。なお、別記4の2の欄に記載する補足記載部分については、10未満に関する事項が記載されているため、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 特別支援学校訪問報告の概要内の表（文書中2の(1)の項目）について

本表の非開示部分には、長期休業者の多かった特別支援学校5校の学校名及び学校訪問への対応者が記載されている。

本情報を開示した場合、長期休業者が多い学校であることが公になり、現に精神疾患で長期療養している者においては、自身がその一人であること、あるいは同僚職員に負担を強いている現状に自責の念を感じ、症状を更に悪化させる可能性は否定しきれない。さらに、特別支援学校の生徒、保護者及びその他学校周辺地域住民等の関係者に対して、本表に該当する学校の勤務の過酷さや複雑な人間関係等の長期休業の原因について根拠のない憶測を生じさせるなど、心理的影響を及ぼす可能性は否定しきれない。

しかし、実施機関が主張する条例第7条第2号該当性については、学校名及び対応者が公になったとしても、各校の個別の休業者数は明らかになっていないことから、これらは休業者である個人の特定につながる情報とまではいえない。また、対応者名は、公務員等の職務遂行に係る情報であることから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

以上により、当該非開示部分は、条例第7条第2号の非開示情報には該当しないため、本号該当を理由に非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、

本号以外の非開示理由を示さない限りは、開示すべきである。

(エ) メンタルヘルス対策（文書中3の項目）について

実施機関によると、「検討協議事項であり不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」として、非開示部分を条例第7条第5号に該当するとしているが、開示することにより生じる支障の具体的内容やその蓋然性が説明されていない。

当審査会にて非開示部分を見分したところ、検討段階の情報とはいえるものの、公にすることの利益と支障とを比較衡量したときに、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ないものであるという特段の事情はうかがえない。

以上により、実施機関の決定は妥当ではなく、非開示部分の全てを開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

(1) 本件決定時の対応について

ア 審査請求人からは、本件決定については非開示部分が多い上に、実施機関から非開示理由についての明確な説明がないままに審査請求を案内されたとして、実施機関の情報公開に対する姿勢について意見が出されている。

イ 確かに、本件決定は、下記(2)・(3)のとおり、実体面・手続面のいずれについても、必ずしも条文の正確な解釈に基づく慎重な判断が行われていたとは評価できないものである。

(2) 本件決定に係る検討が十分でないこと（実体面）

ア 処分庁は、条例第7条柱書きに基づき、開示請求に係る公文書中に非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を全部開示しなければならない。

イ また、個別の非開示情報の判断においても、条例第7条第5号の「不当に」や第6号の「適正な」という文言は、開示の利益と支障とを比較衡量すべきことを要請するものである。

ウ さらに、非開示情報該当性の判断は、合理的に区切られた情報の単位で行うべきで、非開示部分とそれ以外の部分を容易に区分できない場合を除き、非開示情報が記載された部分以外は条例第8条により開示義務が生じる。

エ アからウを踏まえた結果、一定範囲において概括的に非開示となるような決定になることもあり得るが、本件決定では、決定通知書に記載された理由及び弁明書による説明をみても、検討が不十分であったと言わざるを得ない。

(3) 本件決定に係る理由付記が適切でないこと（手続面）

ア 条例第12条では「決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由」を書

面に記載すべきと規定されている。

イ 一般に、理由付記制度の趣旨は、処分庁における判断の慎重と公正妥当を担保するとともに、審査請求人の不服申立ての便宜を図ることにあり、理由付記に不備ある場合には、瑕疵ある行政処分となり得る。

ウ 本件決定では、決定通知書の記載段階と弁明書での説明段階で適用理由が異なり、本件決定の時点で適用理由が正確に示されていない。また、決定通知書及び弁明書の記載においても根拠規定の文言を一部引用した程度で、文書の性質・内容を踏まえた個別具体的な説明となっていない。

エ ウのとおり、理由付記制度の趣旨に照らせば、本件決定に係る理由付記については、一定の不備があったと言わざるを得ない。しかし、当審査会では、事案の一次的解決の要請も踏まえ、請求対象公文書を見分し、個別具体的に開示すべき箇所を判断したところであるため、本件決定を取り消すべきものとまでは判断しなかった。

(4) 今後の対応について

実施機関においては、その諸活動を県民に説明する責務を全うし、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図ること及び県民参加による開かれた県政を一層推進するという条例の趣旨を十分に踏まえ、適切に情報公開に関する事務処理を行うことが望まれる。

別記1 開示請求の内容

9月20日に開催された静岡県教育委員会で教育委員に配布された資料のうち、傍聴者に配布されたもの以外の資料全て

別記2 本件対象公文書

No.	文書の名称
1	令和4年度9月20日(火)定例会ほかスケジュール表
2	令和4年度第11回静岡県教育委員会定例会(令和4年9月20日)議案鑑
3	<非>第18号議案(1)教職員の懲戒処分について鑑
4	<非>第18号議案(2)処分書
5	<非>第18号議案(3)処分事由説明書
6	<非>第18号議案(4)退職手当支給制限処分書
7	<非>第19号議案(1)教職員の懲戒処分について鑑
8	<非>第19号議案(2)処分書
9	<非>第19号議案(3)処分事由説明書
10	<非>第19号議案(4)退職手当支給制限処分書
11	令和4年度第11回静岡県教育委員会定例会(令和4年9月20日)報告事項鑑
12	<非>報告事項2-1 令和5年度教員採用第2次選考試験の結果(義務教育課)
13	<非>報告事項2-2 令和5年度教員採用第2次選考試験の結果(高校教育課)
14	<非>報告事項2-3 令和5年度教員採用第2次選考試験の結果(特別支援教育課)
15	<非>報告事項2-1 令和5年度教員採用第2次選考試験の結果(義務教育課) <小学校・中学校・養護教員・栄養教員>
16	<非>報告事項2-2 令和5年度教員採用第2次選考試験の結果(高校教育課)参考資料<高等学校>
17	<非>報告事項2-3 令和5年度教員採用第2次選考試験の結果(特別支援教育課)参考資料<特別支援学校>
18	<非>第18号議案(5)教職員の懲戒処分について説明資料
19	<非>第19号議案(5)教職員の懲戒処分について説明資料
20	<非>第18、19号議案 記者提供資料案
21	<非>第18、19号議案 9月21日の懲戒処分事案における公表内容整理
22	その他報告1 令和5年度開校 ふじのくに中学校の校章の決定
23	その他報告2 令和5年度開校 伊豆伊東高等学校の校章の決定
24	その他報告3 長期療養者の傾向とメンタルヘルス対策
25	その他報告4 児童生徒等の新型コロナウイルス感染者の状況
26	その他報告5 東部特別支援学校に係る損害賠償請求事件控訴審判決への対応

※ 別記2のうち、請求対象公文書は、No.9、No.18、No.19及びNo.24である。

別記3 本件決定時の非開示部分、根拠規定及び当該規定を適用した理由

請求対象公文書	非開示部分	条例の根拠規定	当該規定を適用した理由
別記2-9	4 処分の事由 上から2～3行目 の一部	第7条第2号	被害者の個人情報に記載されており、特定の個人が識別される。また、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。
別記2-18	表題を除く全て	第7条第2号	氏名・生年月日等が記載されており、特定の個人が識別される。また、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。
		第7条第5号	教育委員会内部の協議事項が記載されており、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
別記2-19	表題を除く全て	第7条第2号	氏名・生年月日等が記載されており、特定の個人が識別される。また、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。
		第7条第5号	教育委員会内部の協議事項が記載されており、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
別記2-24	1(2)、(6)イ、2(1)の表の内訳部分 (7ページ目の表に対する補足記載部分の一部)	第7条第2号	性別・年齢・校種の内訳が記載されており、特定の個人が識別される。また、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。
	②3 (11ページ) 下から3～5行目、7行目、10～11行目の一部	第7条第5号	教育委員会内部の検討協議事項が記載されており、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある。

別記4 別記3の非開示部分のうち、審査会が非開示維持を妥当とする部分

1 請求対象公文書	2 審査会が非開示維持を妥当とする部分
別記2-9	別記3同様

別記 2 - 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目、1 項目目の表中、左側の 2 行目の 6 文字目から 15 文字目まで、右側の 7 行目（1 文字目から 3 文字目までを除く。）、右側の 9 行目及び 10 行目 ・ 1 ページ目、3 項目目の 6 行目の 37 文字目から 48 文字目まで、7 行目の 1 文字目から 3 文字目まで、11 行目の 35 文字目から 46 文字目まで、12 行目の 1 文字目から 3 文字目まで、24 行目、27 行目 ・ 2 ページ目、4 項目目の 7 行目の 23 文字目から 29 文字目まで、8 行目の 17 文字目から 33 文字目まで、14 行目、20 行目の 28 文字目から 43 文字目まで、21 行目の 1 文字目から 2 文字目まで、8 文字目から 25 文字目まで及び 31 文字目から 39 文字目まで、22 行目の 3 文字目から 16 文字目まで、19 文字目から 30 文字目まで、23 行目の 17 文字目から 41 文字目まで、24 行目（19 文字目から 21 文字目までを除く。）、25 行目の 1 文字目から 22 文字目まで、35 行目、36 行目、40 行目の 40 文字目から 43 文字目まで、41 行目（13 文字目から 17 文字目までを除く。）、42 行目の 6 文字目から 12 文字目まで、16 文字目から 27 文字目まで及び 30 文字目から 41 文字目まで、43 行目の 25 文字目から 43 文字目まで、44 行目（25 文字目から 27 文字目までを除く。）、45 行目の 1 文字目から 29 文字目まで ・ 3 ページ目、2 行目から 4 行目まで、9 行目 ・ 3 ページ目、5 項目目の項目名の行中の 7 文字目から 19 文字目まで、5 行目の 6 文字目から 11 文字目まで、6 行目から 12 行目まで、14 行目から 24 行目まで、27 行目から 28 行目まで、30 行目から 33 行目まで、35 行目 ・ 4 ページ目（6 項目名を除く。） ・ 5 ページ目 ・ 6 ページ目の 1 行目から 39 行目まで、7 項目目の 4 行目（1 文字目から 9 文字目までを除く。）、5 行目から 9 行目まで ・ 8 ページ目の最下の表中の最右の欄（表頭を除く。）、最下の項 ・ 10 ページ目の 5 行目の 13 文字目から 14 文字目まで、7 行目の 8 文字目から 27 文字目まで、11 行目の 15 文字目から 37 文字目まで、21 行目の 24 文字目から 33 文字目まで、23 行目の 17 文字目から 27 文字目まで、26 行目の 25 文字目から 31 文字目まで、31 行目から 36 行目まで、37 行目の 14 文字目から 34 文字目まで、39 行目の 21 文字目から 27 文字目まで、42 行目の 10 文字目から 44 文字目まで、44 行目から 46 行目まで
別記 2 - 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目、1 項目目の表中、左側の 2 行目の 6 文字目から 15 文字目まで、右側の 7 行目（1 文字目から 2 文字目までを除く。）、右側の 9 行目及び 10 行目 ・ 1 ページ目、3 項目目の 1 行目、2 行目の 38 文字目から 45 文字目まで、3 行目の 1 文字目から 7 文字目まで、39 文字目から 48 文字目まで、4 行目の 1 文字目から 24 文字目まで、5 行目から 8 行目まで、9 行目の 42 文字目から 46 文字目まで、10 行目の 1 文字目から 23 文字目まで、14 行目から 16 行目まで、17 行目に

	<p>ある表の最右の欄（表頭も含む。）及び2行目の項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目、2 行目の 26 文字目から 45 文字目まで、3 行目の 1 文字目から 15 文字目まで、8 行目の 30 文字目から 36 文字目まで、9 行目の 31 文字目から 39 文字目まで、10 行目から 12 行目まで、13 行目の 15 文字目から 19 文字目まで、14 行目の 16 文字目から 20 文字目まで、19 行目の 4 文字目から 20 文字目まで、20 行目の 19 文字目から 34 文字目まで及び 38 文字目から 42 文字目まで、21 行目、5 項目全て（5 項目名を除く。） ・ 3 ページ目 ・ 4 ページ目 ・ 5 ページ目（6 項目名を除く。） ・ 6 ページ目 ・ 7 ページ目（7 項目名及び 7 項目の 1 行目を除く。） ・ 9 ページ目の最下の表中の最右の欄（表頭を除く。） ・ 9 ページ目、8 項目の 3 行目の 26 文字目から 43 文字目まで、4 行目の 1 文字目から 32 文字目まで、5 行目（1 文字目から 2 文字目までを除く。）、6 行目の 1 文字目から 29 文字目まで ・ 10 ページ目の 9 行目から 10 行目まで ・ 11 ページ目の 7 行目の 13 文字目から 14 文字目まで、14 行目の 8 文字目から 41 文字目まで、26 行目の 24 文字目から 33 文字目まで、11 項目目の 7 行目の 9 文字目から 19 文字目まで、10 行目の 1 文字目から 6 文字目まで、11 行目の 13 文字目から 29 文字目まで、15 行目から 17 行目まで ・ 12 ページ目
別記 2 - 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目、1 (2) のイの校種・年代性別人数の表中の R 3 休業者の項（特別支援学校の項の 20 歳代の女性の欄及び小学校の項の 20 歳代の女性の欄を除く。）・復職の項（教育部の項の男性の欄、小学校の項の 20 歳代の女性の欄、総計の項の女性の 20 歳代・30 歳代・40 歳代の欄、総計の項の男性の 40 歳代の欄（括弧書きを除く。）及び 50 歳代の欄（括弧書きを除く。）を除く。）・退職の項（中学校の項の男性の欄に限る。）・その他の項（教育部の項、高等学校の項の男性の欄、中学校及び小学校の項に限る。）・休業継続の項（教育部の項の女性の欄、総計の項の女性の欄の 20 歳代の欄、60 歳代の女性の欄及び 60 歳代の男性の欄に限る。） ・ 6 ページ目、(6)イの異校種等への異動等の表（同校種・職種の欄を除く。） ・ 7 ページ目の 2 行目から 5 行目まで（(6)イの異校種等への異動等の表の補足記載部分）

別記 5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和 5 年 1 月 16 日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和 6 年 10 月 17 日	審議	第 381 回
令和 7 年 1 月 28 日	審議	第 384 回

令和7年 2月27日	審議	第385回
令和7年 3月19日	審議	第386回
令和7年 5月27日	審議	第388回
令和7年 6月24日	審議	第389回
令和7年 7月31日	審議	第390回
令和7年 8月26日	審議、答申	第391回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏名	職業等	調査審議した審査会
加藤裕治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第381回、第384回、 第385回、第389回～ 第391回
鎌塚優子	静岡大学教育学部 教授	第384回～第386回、 第388回、第389回
久保田誠実	弁護士	第381回、第385回、 第386回、第388回、 第389回、第391回
下田明宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第381回、第384回～ 第386回、第388回～ 第391回
武田恵子	看護師、静岡県看護協会元監事	第381回、第386回、 第388回～第391回
森下文雄	弁護士	第381回、第384回～ 第386回、第388回～ 第391回